

2019年度
明治大学政治経済学部
グローバル型特別入学試験

総合（日本語）問題

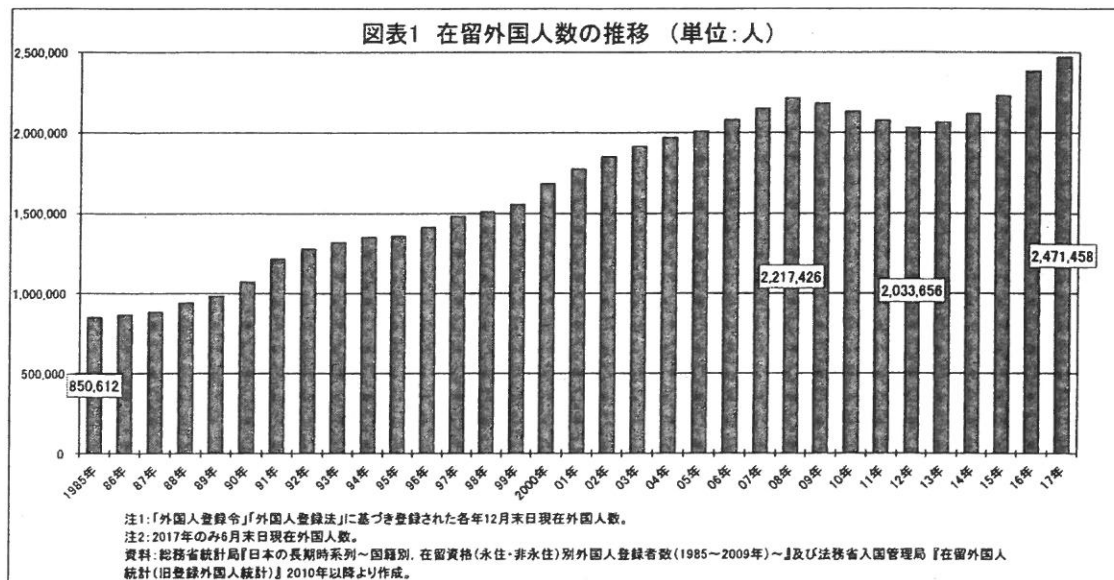
（注意）

1. 問題は設問1～設問3の3問で、計4ページあります。
2. 解答はすべて別紙「解答用紙」に記入して下さい。
3. 受験学科、氏名を「解答用紙」の所定欄に記入して下さい。
4. 試験時間は90分です。

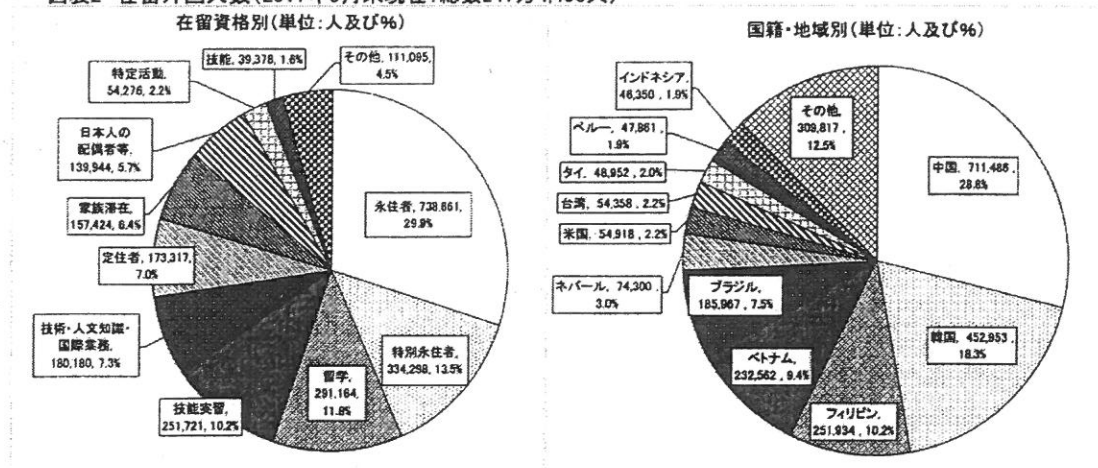
※ この問題用紙は必ず持ち帰ること。

次の文章は、厚生労働省『平成 28 年度 厚生労働白書』と 2017 年法務省入国管理局の資料などを参考に作成したものである。これを読み、設問に答えなさい。

1980 年代の半ば以降、日本に在留する外国人が増加している（図表 1）。在留外国人はさまざまな国・地域から来日し、在留資格を得て、2017 年 6 月末、その総数は 247 万 4,458 人に達した（図表 2）。2008 年以降、我が国における外国人労働者数の推移は図表 3 のとおりである。



図表2 在留外国人数(2017年6月末現在:総数247万4,458人)



図表3 外国人労働者数の推移(在留資格別・過去10年・単位:人)

在留資格	2008年	09年	10年	11年	12年
外国人労働者総数	486,398 (100.0%)	562,818 (100.0%)	649,982 (100.0%)	686,246 (100.0%)	682,450 (100.0%)
身分に基づく在留資格	223,820 (46.0%)	253,361 (45.0%)	296,834 (45.7%)	319,622 (46.6%)	308,689 (45.2%)
資格外活動	82,931 (17.1%)	96,897 (17.2%)	108,091 (16.6%)	109,612 (16.0%)	108,492 (15.9%)
技能実習	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11,026 (1.7%)	130,116 (19.0%)	134,228 (19.7%)
専門的・技術的分野の在留資格	84,878 (17.5%)	100,309 (17.8%)	110,586 (17.0%)	120,888 (17.6%)	124,259 (18.2%)
特定活動	94,769 (19.5%)	112,251 (19.9%)	123,342 (19.0%)	5,939 (0.9%)	6,763 (1.0%)
不明	0 (0.0%)	0 (0.0%)	103 (0.0%)	69 (0.0%)	19 (0.0%)
在留資格	2013年	14年	15年	16年	17年
外国人労働者総数	717,504 (100.0%)	787,627 (100.0%)	907,896 (100.0%)	1,083,769 (100.0%)	1,278,670 (100.0%)
身分に基づく在留資格	318,788 (44.4%)	338,690 (43.0%)	367,211 (40.4%)	413,389 (38.1%)	459,132 (35.9%)
資格外活動	121,770 (17.0%)	146,701 (18.6%)	192,347 (21.2%)	239,577 (22.1%)	297,012 (23.2%)
技能実習	136,608 (19.0%)	145,426 (18.5%)	168,296 (18.5%)	211,108 (19.5%)	257,788 (20.2%)
専門的・技術的分野の在留資格	132,571 (18.5%)	147,296 (18.7%)	167,301 (18.4%)	200,994 (18.5%)	238,412 (18.6%)
特定活動	7,735 (1.1%)	9,475 (1.2%)	12,705 (1.4%)	18,652 (1.7%)	26,270 (2.1%)
不明	32 (0.0%)	39 (0.0%)	36 (0.0%)	49 (0.0%)	56 (0.0%)

注:カッコ内数値は各年の構成比。

資料:厚生労働省『外国人雇用状況の届出状況(各年10月末現在)』より作成。

在留外国人の就労状況はどのようなになっているのか。それに対して、日本はどのような対策をとってきたのか。以下では、その実態をみてみよう。

従来、日系人を始めとする定住外国人労働者の多くは、製造業の生産過程に従事し、「派遣・請負」のいわゆる非正規雇用として不安定な雇用形態で就労していた。これらの定住外国人労働者は、日本語能力の不足や我が国の雇用慣行の不案内に加え、スキルの蓄積も十分ではないことから、離職した場合には再就職は極めて難しく、リーマンショック後の雇用失業情勢の悪化の影響も深刻であった。

このため、2008年秋以降日系人集住地域のハローワークを中心に、日本語の能力の不足により職業相談等が困難な求職者がハローワークを拠点に求職活動ができるよう、ポルトガル語等の通訳を増配置するとともに、ハローワークと市町村が連携して、生活相談等を含む各種相談をワンストップで行える相談窓口の設置により情報提供・相談体制の構築を行っている。また、再就職を希望する日系人に対し、日本語能力も含めるスキルアップを行う日系人就労準備研修を実施した。

その後、通訳を配置しているハローワークにおける職業相談件数は、経済情勢の改善等により減少傾向で推移しているものの、依然としてリーマンショック前の水準までには改善されておらず、相談を繰り返しても就職に至らない求職者が滞留していることから、引き続き通訳を活用したきめ細かな職業相談、職業紹介を実施していくこととしている。

なお、日系人就労準備研修については、近年の定住外国人の多国籍化傾向を鑑みて、2015年度より、日系人を含む定住外国人全般を対象として、日本語の向上等による円滑な求職活動や職場への定着の促進を図る、外国人就労・定着支援研修として実施している。また、定住外国人の居住地の分散化が進みつつあることから、2016年度中には、三者間通話による多言語通訳機能などを可能にする多言語通訳が可能な相談体制の整備を図ることとしている。

また、ハローワークにおいて、雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出制度により事

業主から把握した情報を基盤に、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づく労働関係法令や社会保険関係法令の周知啓発に加えて、安易な解雇の防止や再就職援助の努力等についての指導・啓発を行っている。

グローバル化が進行する中で、我が国の経済活力と国際競争力の強化のために、国内人材の最大限の活用はもとより、高度の専門的な知識または技術を有する外国人材の活用が重要な課題である。厚生労働省においても、外国人雇用サービスセンターを中心に全国ネットワークを活用して、その能力発揮及び定着促進を念頭に置いた、企業における高度外国人材の活用促進のための取組みを支援している。

また、留学生の在籍者が多い大学等が多数所在する地域を管轄する新卒応援ハローワークに留学生コーナーを設置し、外国人雇用サービスセンターと密接に連携のうえ、留学生に対する就職支援の取組みを推進している。

さらに、『日本再興戦略』改定 2015」等を踏まえ、外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーを拠点として、大学や企業等の関係機関が連携し、各種セミナーや就職面接会を実施している。

専門的・技術的分野の外国人労働者の就業促進に係る事業として、2014 年度において、「外国人技術者の日本企業への就業促進に向けた実態調査及び普及啓発事業」を実施し、外国人技術者や理系留学生の活用の状況について課題等を抱える企業にインタビューを行った。これにより、これらの外国人に特有の課題やミスマッチの要因を分析するとともに、普及啓発事業を全国 6 都市で開催した。

2014 年 6 月の出入国管理及び難民認定法の一部改正法の成立を受け、2015 年 4 月に高度外国人材に特化した在留期間無期限の新しい在留資格等が創設された。

2014 年 4 月 4 日の関係閣僚会議において、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会関連の建設需要に的確に対応するための緊急かつ時限的措置として、建設分野における外国人の受入れの実施が決定され、2015 年度初頭から受入れを開始している。また、『日本再興戦略』改定 2014」及び『日本再興戦略』改定 2015」において、国内製造業の海外展開が加速し、産業の空洞化が懸念される状況を踏まえ、海外子会社等従業員を国内に受入れ、専門技術を修得させ、当該技術を海外拠点に移転することが可能となる制度を 2015 年度末から実施している。

厚生労働省としては、これら分野における外国人の受入れについて、関係省庁と連携のもと、外国人労働者の適切な雇用管理の観点から対応を行うこととしている。

経済連携協定 (EPA) 等に基づく外国人看護師候補者及び介護福祉士候補者の受入れは、経済活動の連携強化の観点から、外国人の就労が認められていない分野 (看護補助・介護) において、公的な枠組みで特例的に行われているものである。

本枠組みにより入国した看護師候補者及び介護福祉士候補者は、協定等で定められた在留期間 (看護師候補者 3 年、介護福祉士候補者 4 年) の間、病院・介護施設で就労を行い、国家試験の合格を目指して研修等を受け、日本に在留する期間中又は帰国後に国家資格を

取得した場合においては、日本国内において看護師及び介護福祉士としての就労が認められる。インドネシアからは 2008 年度、フィリピンは 2009 年度、ベトナムは 2014 年度以降受け入れている。

厚生労働省では、国家資格取得に向けた就労・研修等に関する支援の実施、受入れ調整機関である公益社団法人国際厚生事業団（候補者の受入れを適正に実施する観点から、同法人が唯一の受入れ調整機関となっている。）による職業紹介業務等に対する指導監督を行うとともに、外務省、法務省、経済産業省と緊密に連携しその運営を行っている。

また、2010 年度から、看護師国家試験及び介護福祉士国家試験における用語等を見直し、2012 年度からは、試験時間の延長などの配慮も実施している。

さらに、『日本再興戦略』改定 2015」を踏まえ、外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会において、EPA による介護福祉士候補者等の更なる活躍を促進するための具体的方策について検討し、介護福祉士候補者の受入れ対象施設の範囲の拡大等を行うこととした。

- 設問 1： 本文と図表から読み取れる日本における在留外国人の特徴とその背景について、200 字以内で論じなさい。
- 設問 2： 本文と図表から読み取れる現在の日本における外国人労働者の多様性と就労環境について、300 字以内でまとめなさい。
- 設問 3： 外国人労働者のさらなる増加に伴って多くの問題が発生する可能性もある。また、日本社会を多文化共生社会としてさらに構築するためには、諸課題への対策が必要である。これらについて、500 字以内で論じなさい。